



# 大地のけやき

校訓 自主自律

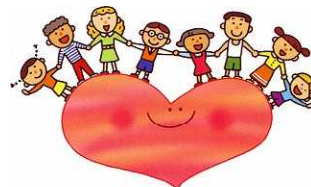
学ぶ意欲 思いやる心 行動する力

学校教育目標

気づき 考え 実行する心豊かな生徒

生徒数 410名 1年 139名 2年 141名 3年 130名

## 憲法記念日を前に、 人権やいじめについて考えよう。



2年生になると社会科の授業で習いますが、「人権」はヨーロッパで生まれた考え方です。人間は一人一人かけがえのない、尊いものだから、どんな時も決して踏みにじったり、無視したりしてはならないと考えたのです。アメリカ合衆国の独立宣言や合衆国憲法、フランスの人権宣言などにその考えが述べられています。しかし、「かけがえのない、尊い」はずの一人一人に、植民地の人々や奴隷は含まれていませんでした。女性や子供も成人男性と同じ人権もっていると考えられていませんでした。

いつでも、どこでも、誰もが尊ばれ、守られなければならないのが「人権」だと考えるようになったのは、第二次世界大戦後、1948年に『世界人権宣言』が国際連合で採択されたときからです。『世界人権宣言』の第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」と述べられています。

人間が社会の一員としての役割を果たすためには、その人の尊厳が守られなければなりません。人間としての尊厳が守られないのであれば、その社会は豊かで幸せな社会ではありません。人としての尊厳を守るのが「人権」です。人がそれぞれの資質や能力を生かして自分本来の生き方や成長を可能にする自己実現を図るためには、「人権」はなくてはならないものです。

5月3日は憲法記念日です。中学校では3年生になると『日本国憲法』を習います。『日本国憲法』の三原則の一つが「基本的人権の尊重」です。憲法第11条には、「国民は、すべての基本的人権の享有(きょうゆう)を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」と規定されています。『日本国憲法』には、これ以後、自由や平等などについて、様々な基本的人権が条文に規定されています。

『世界人権宣言』と『日本国憲法』がほぼ同時代に作られてから、70年以上が経ちました。21世紀の社会に生きる私たちは、これらの条文にある「人権」はもちろんのこと、障害のある人や外国人、子供や高齢者等への差別に対しても、「だめなものだめ」としっかりと声を上げなければなりません。そして、中学生である皆さんにとって「いじめ」の問題は、より身近な問題として深く、真剣に考えなければならない問題です。

ここ数年、「いじめ」に関わるさまざまな報道がなされています。不幸にして命を絶ってしまうような痛ましい事件が幾つも起きてしまいました。「いじめ」は、いつでも、どこでも、誰の身にも起こり得るものです。寺尾中学校も例外ではありません。だから、私たち寺尾中学校の教育に携わる者は、日頃から410名の生徒たちの心身の変調に眼と心を配り、「いじめ」の早期発見に努めるとともに、いざというときには「いじめ」の全面解決に向けて毅然として対処しなければならないと考えています。

本校は3校の小学校から生徒たちが進学してきます。かつてと比べて現在は通常学級12学級、特別支援学級2学級の中規模な学校で、生徒一人一人に全ての教職員が関われる、たいへん恵まれた教育環境にあります。その中で生徒たちはたくさんの感動体験を共有し、共に喜んだり、時には悔しい思いをしながら多くのことを学んでいます。ひとたび「いじめ」が起きると、いじめられ

た生徒は深く傷つきます。いじめた生徒も、見て見ぬ振りをしてしまった生徒も、後悔という十字架を背負わなければなりません。

「いじめ」の問題を考えるにあたり、寺尾中の皆さんには中国の古典である『論語』の一節を心の中に刻んでください。皆さんの心に刻み付けてほしいのは次の三つです。



※『論語』：孔子と彼の高弟の言行を、孔子の死後、弟子たちが記録した書物。儒教における「四書」の一つ。

- ・ 義を見て為ざるは、勇なきなり。  
「人として当然行うべきことと知りながら、実行しないのは勇気がないからである。」
- ・ 己の欲せざる所は人に施すこと勿れ。  
「自分がいやだと思ふようなことを人にしてはいけない。」
- ・ 過ちては則ち改むるに憚ること勿れ。  
「過ちを犯してしまつたら、ためらわずにすぐ悔い改めよ。」

「義を見て為ざるは、勇なきなり。」もし、身近なところで「いじめ」があったとしたら、被害を受けている側のつらさを共感し、傍観者になることなく、当事者の心に寄り添い、「いじめ」は決して許さないという態度を示してほしい。

「己の欲せざる所は人に施すこと勿れ。」自分自身の弱い心に負けて、「いじめ」に荷担するような立場になりかけたときは、自分だってされて嫌なことは、他の人だって嫌に感じるということを思いやれる人であってほしい。

「過ちては則ち改むるに憚ること勿れ。」人間だから誰だって失敗したり、過ちを犯すことはある。大切なことは、もし誰かをいじめてしまったのなら、その過ちに気づき自分自身の行いを反省し、悪かった点をためらわずに改めることだ。

寺尾中で学び、生活している皆さんの心の中に「論語」の言葉が根付き、決して「いじめ」を見過ごさず、「いじめ」の根絶に毅然として立ち向かえる生徒たちであってほしいと願いを込めてここに書きました。保護者・地域の皆様も、折を見て子供たちと「いじめ」について語り合える場をもっていただくよう、よろしくお祈りします。

## 5月の主な行事予定

1	日		16	月	通信陸上市予選②
2	月	引き渡し訓練	17	火	学年朝会 教育相談④
3	火	憲法記念日	18	水	教育相談⑤
4	水	みどりの日	19	木	卒業アルバム写真撮影
5	木	こどもの日	20	金	生徒会専門委員会
6	金	心臓検診（1年）	21	土	テスト前諸活動停止期間（～5/27）
7	土		22	日	
8	日		23	月	教育実習（～6/10）
9	月		24	火	尿検査2次①
10	火	学校朝会 教育相談①	25	水	尿検査2次②
11	水	眼科検診 教育相談②	26	木	中間テスト①
12	木	埼玉県学力・学習状況調査	27	金	中間テスト②
13	金	教育相談③	28	土	
14	土		29	日	
15	日	通信陸上市予選①	30	月	
			31	火	生徒朝会

※詳細な日程・予定等は各学年だより等を参照下さい。